

件名	建築基準法の基づく中間検査に係る特定工程等の指定
----	--------------------------

埼玉県告示第千六百号

第一号。以下「法」という。第七条の三百一項第二号の規定により指定する特定工事及び同条第六項の規定により指定する特定工程後への工程を次のとおり指定する。

この告示は、平成二十一年一月一日から施行される。この告示は、平成二十一年一月一日から施行され、同日以後に、法第六条第一項から施行された建築物に適用する。この告示は、平成二十一年一月一日から施行され、同日以後に、法第六条第一項から施行された建築物に適用する。この告示は、平成二十一年一月一日から施行され、同日以後に、法第六条第一項から施行された建築物に適用する。

法第十八条第二項に規定する計画を通じた建築物であつて、平成十七年埼玉県告示第二千七十号へ建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定による中間検査の対象となるものであり、かつては、なお従前の例による。

平成二十年十一月二十八日 埼玉県知事 上田清司

三二置く市町村の区域のうち、法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を行う建築物の構造、用途及び規模の中間検査を行いうべき期間から三年間の期間を除く区域

イび關係する部のものが、次に掲げる新築又は改築に要構造部の全部又は一部を木造とした住宅へ共同住宅及び住宅以外造地階を兼ねる建築物の全数が三以上である。

四

口

二ハロイ規つ

の壁 次指び現るつ及工の前の定こ場はてび前号とすれでり号工事外号とするを行の特支持な工程とす。後程の工事に掲げたる建築物のうち、二階の床及びこれに當該配筋工事へ取付工事一及をす。方骨基礎の配筋工事に掲げたる建築物のうち、二階の床及びこれに當該配筋工事へ取付工事一及をす。屋根工事のものにあつては、二階の床及びこれに當該配筋工事へ取付工事一及をす。次定すは、法第七条の三第一項第一号に掲げる建築物にあつては、鐵骨造の建築物又は床及びはり工事を含む建築物であつて、地階を除く階数が五以上のものの指定する特定工程。

五

イ

施工することがやむを得ない工事を除く。前号ロに掲げるものにあつては、耐火被覆工事その他の鐵骨部分を覆う基礎コンクリートの打設工事。

二ハロイ規つ

二前号ニに掲げるものにあつては、上筋階他の配置された鉄筋をコンクリートで覆う工事へそりに直配二の取付工事